

第 10 回 放射性廃棄物 WG への意見書

2014.3.14

伴英幸

全体として本 WG で出されたさまざまな意見が取り入れられていると思われるが、なお、3 点ほど意見があります。これらは本会合で話題となり異論のなかった諸点と理解しています。

1. 3. (4)現世代の取組みの方向性：18 p 38 行目

「最終処分制度の枠組みの中で明確に位置付けるべき」⇒「最終処分制度の枠組みの中で明確に位置付けて制度化すべき」と文言を加えてほしい。

理由) 可逆性・回収可能性の担保は非常に重要で、明確に位置付けるべきと考えています。その上で、具体的にそれらを判断し、決定できる制度を作っておかないと、機能しません。それらが絵に描いた餅にならないように、制度化との文言の挿入は必要と考えます。

2. 4. (2)地域における合意形成に向けた仕組みの整備：26 p 4 行目

「多様な立場の住民が参加する」⇒「多様な立場の住民が直接参加する」

理由) 間接民主主義も住民参加の形態と言えるので、合意形成の本旨からすれば、住民の直接参加とすべきと考えます。

また、同 27 p 20 行目

「住民参加の下」⇒「文献調査の受け入れを決定する前段階から住民の直接参加の下」と文言を加えてほしい

理由) 事例として掲げられている英国の場合は第 4 段階からとなっており、このままだと、精密調査受け入れ判断時に検討の場があればよいと受け取られかねません。これを避けるために、あえて明記するべきと考えます。後者の理由は前段と同じ。

3. 5. (2)信頼性確保に向けた第三者評価の活用：31 p 4 行目と同 24 行目

「②国や NUMO による合意形成活動」⇒「②国や NUMO による情報提供の公開性と客観性およびこれに基づく合意形成活動」

理由) 本 WG で、国や NUMO が行う情報公開が十分で、かつその内容が客観性を持っていることが信頼を得るために非常に重要であると、繰り返し指摘されてきました。これを報告書に反映するべきと考えます。